七から八の二まで　削除

九　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及びハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の施設基準等

(1)　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及びハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の施設基準

イ　産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関であること。

ロ　ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ハ　ロの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。

(2)　ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)に規定する状態等にある患者

妊婦又は妊産婦であって、別表第三の二に掲げるもの

九の二　がん治療連携計画策定料の施設基準

(1)　がん治療連携計画策定料の注1に規定する施設基準

イ　がん診療の拠点となる病院又はそれに準じる病院であること。

ロ　当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成し、地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)　がん治療連携計画策定料の注5に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九の三　がん治療連携指導料の施設基準

(1)　地域連携診療計画において連携する保険医療機関として定められている保険医療機関であって、当該地域連携診療計画をがん治療連携計画策定料を算定する病院と共有するとともに、あらかじめ地方厚生局長等に届け出ていること。

(2)　がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されていること。

九の四　がん治療連携管理料の施設基準

がん診療の拠点となる病院であること。

九の四の二　外来がん患者在宅連携指導料の施設基準

(1)　外来がん患者在宅連携指導料の注1に規定する施設基準

外来緩和ケア管理料又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準を満たしていること。

(2)　外来がん患者在宅連携指導料の注3に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九の五　認知症専門診断管理料の施設基準

(1)　認知症に関する専門の保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に認知症に係る診療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

九の六　肝炎インターフェロン治療計画料の施設基準

(1)　肝炎インターフェロン治療計画料の注1に規定する施設基準

イ　肝疾患に関する専門の保険医療機関であること。

ロ　当該保険医療機関内に肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

(2)　肝炎インターフェロン治療計画料の注3に規定する施設基準

情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

九の七　外来排尿自立指導料の施設基準等

(1)　外来排尿自立指導料の施設基準

排尿に関するケアを行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　外来排尿自立指導料の対象患者

当該保険医療機関の入院中に排尿自立支援加算を算定していた患者のうち、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害の症状を有する患者又は尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれるもの。

九の七の二　ハイリスク妊産婦連携指導料1及びハイリスク妊産婦連携指導料2の施設基準

精神疾患を有する妊産婦の診療について、十分な実績を有していること。

九の七の三　遠隔連携診療料の施設基準等

(1)　遠隔連携診療料の施設基準

イ　情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ　(2)のへからチまで及び(4)のホに該当する患者を診療する場合は、基本診療料の施設基準等別表第六の二の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であること。

(2)　遠隔連携診療料の注1に規定する対象患者

イ　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病の患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ロ　てんかん（外傷性のてんかん（診断を目的とする場合に限る。）及び知的障害を有する者に係るものを含む。）の患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ハ　希少がんの患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病（同条第三項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象に相当する状態のものに限る。）の患者（診断を目的とする場合には疑いのものを含む。）

ホ　医療的ケア児（者）

ヘ　悪性腫瘍（治療中のものに限る。）の患者

ト　膠原病（治療中のものに限る。）の患者

チ　慢性維持透析の患者

(3)　遠隔連携診療料の注2に規定する対象患者

イ　主治医として定期的に訪問診療を行っている保険医が属する保険医療機関が標榜していない診療科であって、その診療科の医師でなければ困難な診療を要する者

ロ　医療的ケア児（者）

ハ　区分番号Ｂ００１の24に掲げる外来緩和ケア管理料の対象患者

(4)　遠隔連携診療料の注3に規定する対象患者

イ　指定難病の患者

ロ　希少がんの患者

ハ　小児慢性特定疾病医療支援の対象患者

ニ　臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に対して、臓器移植の希望を登録した患者

ホ　当該保険医療機関が標榜していない診療科であって、その診療科の医師でなければ困難な診療を要する者